

第 27 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 9 月 25 日（木）8 時 55 分～9 時 25 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ④矢檍 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○野崎 正信

4 欠席委員

③高原 熊夫 ○山平 俊治

5 議事日程

報告第 5 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 35 号 非農地判断について
議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主査	岩崎 展幸
	主任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 11 名であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 27 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 1、議事録署名委員の指名でありますが、議長において、1 番 久保 秀幸 委員、2 番 櫻八重 玲子 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第 27 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 3、諸報告でありますが、9 月 1 日に鹿児島市内で開催されました鹿児島県農業委員会女性委員の会総会及び研修会に○○委員と○○委員が出席いたしました。

次に、9 月 2 日に阿久根市役所で開催されました阿久根市農政再生協議会総会に私と○○委員が出席いたしました。

次に、同日の 9 月 2 日に鹿児島市内で開催されました農業者年金加入推進特別研修会に推進部長の○○委員と○○委員と事務局で参加をいたしました。

なお、令和 6 年度の農業者年金加入推進にあたり、阿久根市農業委員会は、鹿児島県農業会議会長表彰の 2 部門において表彰を受賞いたしました。

次に、9 月 18 日に風テラスあくねで開催されました地域別最適化推進会議に農業委員、推進委員及び事務局で参加をいたしました。

次に、9 月 19 日に阿久根市役所で開催されました阿久根市農政推進会議に私と○○委員、○○委員が出席いたしました。

次に、9 月 24 日に農村環境改善センターで開催されました阿久根市農村環境改善センター運営協議会に私が出席いたしました。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、報告第5号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、農地についての照会が1件あったので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

地図は、別紙資料の1ページを御覧ください。

本件は、令和7年8月13日付け日記第150号で鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

申請人は、熊本県八代市に居住しています「〇〇 〇〇」さんです。

対象地は、多田〇〇番、地目は畑、面積は614m²、変更後の地目は山林です。

現地確認につきましては、令和7年8月19日に〇〇推進委員と事務局1名で行いました。

対象地は、雑木等が繁茂しており、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいため、非農地であることを確認し、農地以外の現況であったこと、原状回復命令を行わないことを、8月20日に郵送で回答しております。

以上で、説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地法による転用許可実績はなく、現状は山林であったため、農地以外の現況であった旨を回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、議案第35号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第35号、非農地判断について御説明します。

議案書は3ページから7ページになります。

それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は5ページになります。

申請件数は1件で畠2筆の268m²です。

確認については、9月5日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、転用地になっている所であり、転用後20年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は6ページから7ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内が畠2筆の1,475m²、農用地区域外が田9筆の4,948m²、畠48筆の34,959m²で合計57筆の39,907m²、農用地区域内・外の合計が59筆の41,382m²になります。

確認につきましては、令和7年9月8日、9日、11日に農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 36 号について御説明いたします。

議案書は 9 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 1 件です。

それでは、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては別添資料 2 ページになります。

申請地は、山下〇〇番の田と山下〇〇番の田で、合計面積は 2 筆で 2,860 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の規模縮小に伴い、譲受人が経営拡大のため取得するものです。

取得後は、イチゴを耕作する計画で労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8 番 馬見新 貢 委員

委員 (馬見新 貢)

議案第 36 号に係る調査は、9 月 10 日に 11 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第7、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

それでは、議案第37号について説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件です。

それでは、整理番号1の案件から御説明いたします。

議案書は11ページ、地図は別添資料の3ページから4ページを御覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から東北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、出水市に本社があります「株式会社〇〇〇」です。

申請譲受人は、阿久根市に支社を構えていますが、支社で使用する資材置場が阿久根市にならないため、請地を購入し資材置場として整備するため申請されました。

申請地は整地され、資材置場が整備されます。

申請地の雨水排水ですが、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の5ページから6ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇 株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

本件は、所有権以外の権原に基づいて申請されたものであるため、土地所有者の同意書を添付してもらっています。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号 3 の案件を御説明いたします。

地図は別添資料の 7 ページから 8 ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇 株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

本件は、所有権以外の権原に基づいて申請されたものであるため、土地所有者の同意書を添付してもらっています。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号 4 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 9 ページから 10 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

11 番 石原 勇一郎 委員

委員 (石原 勇一郎)

議案第 37 号に係る調査結果について報告します。

調査は、9 月 10 日に 8 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から4の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないとの判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (○○ ○○)

太陽光発電設備について、反対というわけではありませんが、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するためとありましたが、具体的にはどういったイメージであるのか分かればお願ひします。

事務局 (岩崎 展幸)

事業計画書には、『東日本大震災にて福島県での原子力発電施設の事故以来、国内の原発が次々に停止し、その分の電力を補うため、火力発電に頼っている状態が続いております。原発の再稼働には賛否両論あり、今後、国内のエネルギー事情が好転する機会もないと考えており、安定した電力の発電、二酸化炭素を発生させない、環境に優しいことなどを理由に太陽光発電設備の建設を行うことになりました。なお、本太陽光発電設備は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けず、発電した電力については送電線を介し、親会社である○○○株式会社が九州で展開する鹿児島○○工場、鹿児島○○工場、鹿児島○○工場へ送電し、それぞれの工場電力として消費されます。』となっています。

委員 (中野 和徳)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

一旦、九州電力に売電するのではありませんか。

事務局 (岩崎 展幸)

先程も説明しましたが、事業計画書には、『本太陽光発電設備は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けず、発電した電力については送電線を介し、親会社である○○○株式会社が九州で展開する鹿児島○○工場、鹿児島○○工場、鹿児島○○工場へ送電し、それぞれの工場電力として消費されます。』となっています

すので、売電はしないものと判断しております。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

その他に質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 35 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 13 ページをお開きください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、令和 7 年 12 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 35 筆、面積 19,185 m² の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間が 34 筆の 18,765 m²、10 年間が 1 筆の 420 m²となっております。

また、地目別では、田が 4 筆の 2,136 m²、畑が 31 筆の 17,049 m² となっております。

利用権を設定する 35 件の内訳につきましては、議案書の 14 ページから 15 ページに記載のとおりであります。

説明は以上になります。
御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 38 号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願ひします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
それでは、以上をもちまして、第 27 回定例農業委員会総会を閉会いたします。
閉会時刻 9 時 25 分

議事録署名日 令和 7 年 10 月 27 日

農業委員会会長 田嶋 輝男

議事録署名人 久保 秀幸

議事録署名人 横八重 玲子

書記 下脇 一博